第三章 事業系ごみ減量施策実施実態の詳細

第三章 自治体の事業系ごみ減量施策取組実態の詳細

3-1 はじめに

本章では,各自治体が行う事業系ごみ減量施策(処理手数料の改定,清掃工場への搬入規制, 大規模事業者への対策,中・小規模事業者への対策,有料指定袋制度)の取組実態の詳細を把握する.

3-2 目的

本章では,事業系ごみ減量施策実施自治体における取組状況の詳細を把握することを目的と する.

3-3 調査方法

3-3-1 調査対象の選定

上記の目的を達成するために,まず,対象の選定を行う.本研究では,事業系ごみ対策が率先して行われている人口30万人以上の自治体70市は全て調査対象とする.30万人未満の自治体は全て調査することは困難であるため,総務省統計局の都道府県・市町村別統計表(2006)¹⁾を基に,ほぼ同数を乱数により段階抽出する.具体的には20万人台(40市)からは50%(20市),10万人台(145市)からは15%(21市)9万人台以下(501市)からは5%(25市)をそれぞれ抽出する.なお,東京都23区は,東京二十三区清掃一部事務組合において総括的にごみ処理を行っているため1市とし,137市を調査対象とした.このうち,電話によりアンケート調査協力を依頼し,了承して頂いた132市に郵送,E-Mailにてアンケート票を送付した.

3-3-2 ヒアリング調査

アンケート調査の対象地域に含まれる一部の自治体に対し,アンケート票の質問項目決定の 参考とするためのヒアリング調査を行った.そこで明らかになったことについて,以下に示す.

一般廃棄物の処理費用のうち,事業系ごみに係る費用のみを把握するのは非常に困難である.

基本的に行政は事業系の資源化物の回収には関わっていない.

事業系ごみの搬入量が減少となった場合,その減量分は事業者側の排出抑制かリサイクル (企業努力,分別の徹底により資源ルートに回す量が増えた)のどちらかであると思われる が,この判断は難しい.

3-3-3 アンケート調査の内容

「3-3-2 ヒアリング調査」の内容を加味してアンケート票を作成した.

アンケートの質問内容は大きく 6 つに分けられる.一つ目は「ごみの量について」,二つ目は「ごみ処理手数料について」,三つ目は「清掃工場への搬入規制について」,四つ目は「大規

模事業者への対策」, 五つ目は「中・小規模事業者への対策」, 六つ目は「有料指定袋制について」である。本章に関連するのは「ごみ処理手数料について」,「清掃工場への搬入規制について」,「大規模事業者への搬入規制について」,「中・小規模事業者への対策」,「有料指定袋制について」であるので,その五つについて各質問項目の質問内容,回答方法,有効回答数を表 3-1に示す。アンケート調査票の本文は付録1に掲載する。

3-3-4 追加アンケート調査について

3-3-3 のアンケート調査の結果について回答の確認及び追加の質問を行うために追加アンケート調査を実施した. 各質問項目の質問内容,回答方法,有効回答数は第4章の表4-1で示す.

3-3-5 調査時期

アンケート調査時期: 平成 21 年 9 月 14 日~平成 21 年 10 月 30 日 追加アンケート調査時期: 平成 21 年 12 月 7 日~平成 21 年 12 月 14 日

3-3-6 アンケート票の返信状況

93 市から返信があった.その内訳は,30 万人以上の自治体は 56 市,20 万人台の自治体は 13 市,10 万人台の自治体は 9 市,9 万人台以下の自治体は 12 市であった.この 93 市のアンケート結果を分析し,結果を以下にまとめる.なお,この 93 市には任意で記号を割り振っている.具体的には A 市 2

また,追加アンケートについては,一回目のアンケートの返信があった自治体のうち,80件に対して E-Mail にて追加のアンケート票を送信した.回収数は71件である.

3-4 調査結果及び考察

3-4-1 ごみ処理手数料について

3-4-1-1 ごみ処理手数料の改定時期

対象自治体における,ごみ処理手数料の改定時期について,表3-2に示す.

表 3-1: アンケート内容

項目番号	質問内容	回答方法	有効回答数
1.ごみの量		11///4	13700000
2	分別区分に応じた組成	記述式	n=14
	手数料について	HDX22V	
1	処理手数料改定時期	記述式	n=79
-			11=73
2	中・小規模事業者に対して処理料金低〈設定しているか	選択式	n=87
3	中・小規模事業者への処理手数料(上記質問で「はい」と答えた自	選択式	n=2
	治体のみ)		
4	<u>処理手数料改定理由</u>	選択式(複数回答可)	n=82
5	処理手数料改定の最大の理由	選択式	n=82
6	処理手数料改定後の事業系ごみ処理量	選択式	n=85
7	処理手数料改定する方向で検討しているか	選択式	n=88
3.清掃工場	への搬入規制	•	
1	清掃工場への搬入規制実施の有無	選択式	n=91
2	搬入規制の開始時期と搬入規制対象物	記述式	n=46,63
3	搬入規制根拠の名称	選択式(複数回答可)	n=71
4	搬入規制対象物に係る搬入物検査実施の有無	選択式	n=92
5	搬入物検査の頻度及び定期・不定期について	選択式	n=56
6	搬入物検査実施前と実施後でのごみ処理量	選択式	n=54
7	搬入規制実施年度の前年度と次年度の事業系可燃ごみ処理量	記述式	n=26
8	3-1で「はい」と答えた自治体のみ	選択式	n=38
_	古紙回収業者の連絡先リスト等の作成・公表実施の有無	23/12/	11-00
4.入規模事	業者への対策 T	I	T
1	大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施の有無	選択式	n=92
2	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ 減量計画書提出義務付けの開始年度と大規模事業者の定義	記述式	n=56 , 79
3	減量マニュアル(手引き)の作成・配布実施の有無	選択式	n=65
4	大規模事業者と中·小規模事業者を区別して減量マニュアルを作成しているか	選択式	n=39
5	減量マニュアルHPで公開しているか	記述式	n=50
6	大規模事業者への義務付けについて規定された条例は3-3の条例 と同じものか	選択式	n=57
7	上記質問で「いいえ」と答えた自治体のみ 大規模事業者への義務付けについて規定した条例名	記述式	n=32
8	大規模事業者への訪問指導実施の有無	選択式	n=73
9	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ 訪問指導の頻度	選択式	n=46
10	訪問指導の際チェック項目票使用しているか	選択式	n=43
11	上記質問で「いいえ」と答えた自治体のみ 訪問指導の際チェックする内容	記述式	n=11
12	廃棄物管理責任者の職務内容	記述式	n=44
13	廃棄物管理責任者を対象とする研修会実施の有無	選択式	n=71
14	研修会開催頻度	選択式	n=19
5.中·小規模	事業者への対策		
1	中・小規模事業者向けの説明会実施の有無	選択式	n=88
2	説明会の開催頻度	選択式	n=5
3	その他中・小規模事業者への対策	自由記述	n=20
6.有料指定	袋制について		
1	有料指定袋制実施の有無	選択式(複数回答可)	n=90
2	上記質問で「はい」と答えた自治体のみ 有料指定袋制導入した理由	選択式	n=16
3	有料指定袋制実施後の事業系ごみ処理量	選択式	n=11
4	袋1枚ごとの手数料(サイズごと)	記述式	n=10
	,		
5	現在の手数料が適用された時期	記述式	n=15

表 3-2: ごみ処理手数料改定時期(n=79)

処理手数料改定年度	回答自治体数	回答率
1992年~1994年	2	3%
1995年~1997年	5	6%
1998年~2000年	6	8%
2001年~2003年	15	19%
2004年~2006年	19	24%
2007年~2009年	32	41%
合計	79	100%

表 3-2 から , 1992 年 ~ 1994 年に改定している自治体は 3% だが , 2007 年 ~ 2009 年には 41% の自治体が処理手数料を改定しており , 近年処理手数料を改定している自治体は増加傾向であることがわかる .

3-4-1-2 中・小規模事業者へのごみ処理手数料

中・小規模事業者に対して,ごみ処理手数料を低く設定している自治体がどの程度あるのかについて表 3-3 に,表 3-3 中の「その他および条件つき回答」は表 3-4 に,それぞれ示す. なお,表 3-4 中の()内の数字は自治体数を示す.

表 3-3:中・小規模事業者に対してごみ処理手数料を低く設定しているか(n=84)

中·小規模事業者に対して処理手数料を低く設定してるか	回答自治体数	回答率
いいえ	79	94%
はい	1	1%
その他	4	5%
合計	84	100%

表 3-4:表 3-3 中の「その他および条件つき回答」の内容 (かっこ内の数字は自治体数)

その他の内容(アンケートの記述回答)および条件つき回答	筆者による分類
一定の条件を満たした事業者に対しては減免の制度あり(1)	小規模事業者への減免
少量排出事業者用指定袋による排出(1)	有料指定袋を使用
許可業者収集の1日10kg 以下の排出事業者は無料であったが, 小規模事業者も全て有料にした.(1)	小規模事業者へ無料から有料に移行
再生資源取扱を業として営むもの(一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者を除く)に対して5割減額.(ただし、搬入量の上限規制あり)(1)	再生資源事業者への減免
事業所の規模に限らす,許可業者に収集を委託しクリーンセンターに搬入する場合は,現在の68%の減額を受けている(1)	許可業者への減免

表 3-3 より, 殆どの自治体が中・小規模事業者への処理手数料は大規模事業者と同様の処理手数料を設定していることがわかる. なお,表 3-3 中の「その他」および条件つき回答の内容

は,表3-4に示すように「小規模事業者については減免がある」、「有料指定袋を使用」、「小規模事業者に対しても無料から有料に移行する」などというものであったが、許可業者や再生資源事業者への減免を行っている自治体もあった。また,表3-3で「はい」と回答した自治体(1件)の内容は,小規模事業者については 住居と併用(住居供用部分1/2以上), 事業供用部分の床面積50㎡以下, ごみ排出量概ね1日当たり5kg未満という3つの要件を満たす場合に例外的に家庭ごみと同様に処理することを認めているというものである。

3-4-1-3 ごみ処理手数料の改定目的

ごみ処理手数料の改定をする際の目的(アンケートでは複数回答可)について表 3-5 に示す .そして,その中で改定の際の最大の目的(アンケートでは単数回答)を表 3-7 に示す . 表 3-5 中の「その他」の内容については表 3-6 に,表 3-7 中の「その他」の内容は表 3-8 にそれぞれ示す . なお,表 3-6,表 3-8 中の()内の数字は自治体数を示す.

表 3-5: ごみ処理手数料の改定目的(n=77)

処理手数料改定理由 (複数回答可)	回答自治体数	回答率
ごみ処理コストとのバランスを勘案して改定	53	33%
事業系ごみ減量のため	34	21%
近隣の自治体が設定している料金とバランスを保つため	32	20%
財源確保(財政負担軽減)のため	14	9%
老朽化した処理施設に代わる新施設の建設に伴う費用確保の ため	3	2%
その他	23	14%

表 3-6:表 3-5 中の「その他」の内容 (かっこ内の数字は自治体数)

その他の内容(アンケートの記述回答)	筆者による分類	
事業者処理責任の徹底のため(1)	手口に5 0 77 次	
廃掃法第3条の排出事業者責任にもとづき、出来るだけ処理費用の負担を求める(2)	事業者処理責任の徹底	
原価計算に基づ〈事業者からの適正な費用負担(1)		
排出者の費用負担(1)		
住居併用事業者における事業由来ごみと家庭由来ごみとの分別の困難性(1)		
家庭系ごみのステーション収集を有料化した為それとの均衡を図るため(1)	事業系ごみ手数料と家庭系ごみ手数料のバラン	
家庭系粗大ごみの有料化とのバランスを勘案(1)	λ	
5年ごとに見直ししている(1)	手数料の見直し	
特定家庭用機器再商品化法施行令改正による手数料条例改正と併せ、手数料条例の表記見直しを行ったため(1)		
指定袋制度導入に対して,事業所の処理手数料を指定袋で徴収するため(1)		
少量排出事業者に対する処分手数料の減免制度の廃止(1)		
市町村合併による料金設定(1)	市町村合併に伴う処理手数料の統一	
市町村合併に伴う手数料の統一(2)	111四1111日	
計量方法が100kg単位から10kg単位への変更に伴う改定(1)	Z = W 4	
中·小規模事業者が排出量が少ない場合に費用負担しやすくするため、手数料単位を細分化(1)	, 重量単位の変更	
近隣市町村からのごみ流入防止策として(1)	近隣都市からの流入防止	
埋立処分場の延命,民間資源化施設への誘導(1)	その他	
(60kg未満無料制度の悪用防止,受付事務量の軽減とトラブル防止(1)	C 00 10	

表 3-7: ごみ処理手数料改定の最大の理由(n=82)

処理手数料改定の最大の理由	回答自治体数	回答率
ごみ処理コストとのバランスを勘案して改定	44	54%
事業系ごみ減量のため	13	16%
近隣の自治体が設定している料金とバランスを保つため	9	11%
財源確保(財政負担軽減)のため	1	1%
老朽化した処理施設に代わる新施設の建設に伴う費用確保のため	0	0%
その他	15	18%
合計	82	100%

表 3-8:表 3-7 中の「その他」の内容 (かっこ内の数字は自治体数)

その他回答の内容(アンケートの記述回答)	筆者による分類
市町村合併に伴う料金設定(3)	市町村合併による料金設定
計量方法が100kg単位から10kg単位への変更に伴う改定(1)	
中・小規模事業者が排出量が少ない場合に費用負担しやすくするため、手数料単位を細分化(1)	手数料単位の細分化
特定家庭用機器再商品化法施行令改正による手数料条例改正と併せ、手数料条例の表記見直しを行ったため(1)	
家庭系粗大ごみの減量のため(1)	家庭系ごみとのバランス
家庭系ごみのステーション収集を有料化した為それとの均衡を図るため(1)	承庭示とがとのパラクス
事業者処理の責任を徹底させるため(1)	事業者責任の徹底
指定袋制度導入に対して,事業所の処理手数料を指定袋で徴収するため(1)	指定袋導入に対して,処理手数料を 指定袋で徴収
	少量排出事業者に対する処分手数 料の減免制度の廃止
埋立処分場の延命(1)	
当市では改定していない(1)	その他
現行条例制定時から手数料に変更はない(1)	

表 3-5 より,主に「ごみ処理コストとのバランスを勘案して改定」,「事業系ごみ減量のため」,「近隣の自治体が設定している料金とのバランスを保つため」が改定の目的となっていることがわかる.「その他」の内容としては,表 3-6 に示すように,「事業者処理責任の徹底」,「事業系ごみ手数料と家庭ごみ手数料のバランス」,「処理手数料の見直し」,「市町村合併に伴う処理手数料の統一」,「重量単位の変更」などというものであった.そして,表 3-7 より,処理手数料改定の最大の目的は「ごみ処理コストとのバランスを勘案して改定」が半数を占めていることがわかる.

「その他」の内容としては,表3-8に示すように,主に「市町村合併による料金設定」,「手数料単位の細分化」,「家庭ごみとのバランス」などというものであった.

3-4-1-4 ごみ処理手数料改定後の事業系ごみ処理量

ごみ処理手数料を改定後,事業系ごみ処理量が減少したかについて表 3-9 に示す.表 3-9 中の「その他」の内容については表 3-10 に示す.なお,表 3-10 中の()内の数字は自治体数を示す.

表 3-9: 処理手数料改定後,事業系ごみ処理量は減少したか(n=85)

手数料改定後,処理量は減少したか	回答自治体数	回答率
はい	35	41%
わからない	21	25%
いいえ	16	19%
その他	13	15%
合計	85	100%

表 3-10:表 3-9 の「その他」の内容 (かっこ内の数字は自治体数)

その他の内容(アンケートの記述回答)	筆者による分類
改定直後のため,まだ実績が出ていない(3)	改定直後のため、実績がない
一時的に減少したが、その後増加傾向(3)	減少した後増加
事業系ごみ搬入量の変化のうち,処理手数料の改定による部分を特定できないため,わからない。(2)毎年減少しているため、手数料改定の影響がどのくらいなのか判断するのは難しい(1)	処理手数料改定の影響により減少したのか特定できない
変化なし(1)	変化なし
減少まではいたらず横ばい。なお、H19年度以降のごみ搬入量減は、別の施策:事業系古紙の搬入規制によるもの(1)	
ごみ減量を目的とした改定ではない(1)	その他

表 3-9 より,約 40%の自治体が処理手数料の改定のより事業系ごみが減少していることがわかる.「その他」の内容は,主に「改定直後のため,実績がない」,「減少した後増加に転じた」,「処理手数料改定の影響により減少したのか特定できない」というものであった.次に,近々に処理手数料の改定を行う方向で現在検討しているかについて表 3-11 に示す.表 3-11 中の「その他」の内容は表 3-12 に示す. なお,表 3-12 中の()内の数字は自治体数を示す.

表 3-11:近々に処理手数料を改定する方向で現在検討しているか(n=88)

近々処理手数料改定する方向で検討しているか	回答自治体数	回答率
いいえ	60	68%
はい	21	24%
その他	7	8%
合計	88	100%

表 3-12:表 3-11 中の「その他」の内容 (かっこ内の数字は自治体数)

その他の内容(アンケートの記述回答)	筆者による分類	
業者収集ごみについて,平成26年度までに順次1,000円まで改定(1)	定期的に改定を行っていく 検討段階	
4年ごとに見直しを行っている(1)		
改定の必要も含めて検討中(1)		
可燃ごみと不燃ごみをターゲットに様々な減量リサイクル施策を検討中だが,手数料改定は調査・研究段階(1)		
おおむね5年毎の見直しを考えているが,具体的な検討は未実施(1)		
排出者負担の適正化の視点から, ごみ処理コストとのバランスに常に 注目しているが, 改定時期が近々となるか否かは不明(1)	具体的な検討は行っていない	
改定直後(1)	改定直後	

表 3-11 から 約 70%の自治体が現行の処理手数料を維持するということがわかる.「その他」の内容としては,表 3-12 に示すように,「定期的に改定を行っていく」,「検討段階」,「具体的な検討は行っていない」などというものであった.

3-4-2 搬入規制について

3-4-2-1 清掃工場への搬入規制実施の有無

清掃工場への搬入規制を実施しているかについて,表 3-13 に示す.また,表 3-13 中の「その他」の内容は表 3-14 に示す.なお,表 3-14 中の()内の数字は自治体数を示す.

表 3-13: 搬入規制実施の有無(n=91)

搬入規制実施しているか	回答自治体数	回答率
はい	50	55%
いいえ	31	34%
その他	10	11%
合計	91	100%

表 3-14:表 3-13 中の「その他」の内容 (かっこ内の数字は自治体数)

その他回答の内容(アンケートの記述回答)	筆者による分類	
事業系ごみに混入している産業廃棄物を排除している(1)	搬入規制は行っていないが,内容物検	
搬入規制は行っていないが内容物検査を行っている(1)	査を実施	
政策的な搬入規制はは行っていない(1)	政策的な搬入規制は実施していない	
一般廃棄物について搬入規制はしていない(1)	政策的な級人統制は美地していない	
可能な限り事業系古紙をリサイクルするように呼びかけている(1)	 可能な限りリサイクルするよう呼びかけ	
リサイクル可能な古紙類を焼却しないことで搬入量の減量を行う(1)	FIREARCH SET THE SECTION OF THE CHARLES	
近隣の自治体で一部事務組合を結成しており,独自の清掃工場は有していない(1)	その他	
可燃性粗大ごみ等(タンス・タタミ・植木)をピット残量により搬入制限を行う(1)	ての他	
生ごみや紙〈ずなどの燃やせるごみのみ受入れを行っている(1)		

表 3-13 より,半数を超える自治体が搬入規制を実施していることがわかる.また,表 3-14 に示すように「その他」の内容は「搬入規制は行っていないが,内容物検査を実施」,「政策的な搬入規制は実施していない」,「可能な限りリサイクルするよう呼びかけ」などというものであった.

3-4-2-2 人口規模別における清掃工場への搬入規制実施状況

自治体の人口規模別における清掃工場への搬入規制実施状況について ,表 3-15 に示す .なお ,表 3-15 中の「割合」とは ,「表 3-13 搬入規制実施の有無」で「はい」もしくは「いいえ」と 回答した自治体(81 市)に対する割合を表す .

表 3-15:人口規模別における搬入規制実施状況(n=50)

搬入規制実施状況	実施自治体数	割合
30万人以上	36	64%
20万人台	6	54%
10万人台	6	45%
9万人台以下	2	17%

表 3-15 より,30 万人以上の自治体は60%を超える自治体が搬入規制を実施,20 万人台,10 の自治体はおよそ半数の自治体が実施している.9 万人台以下の自治体については殆ど取り組まれていないことがわかる.

3-4-2-3 搬入規制開始時期と搬入規制対象

搬入規制が開始された年度について表 3-16 に ,搬入規制の対象となっているものについて表 3-17 に ,表 3-17 中の「事業系古紙」の内訳を表 3-18 に ,「その他」の内容については表 3-19 にそれぞれ示す .

表 3-16: 搬入規制開始時期(n=46)

搬入規制実施時期	同梦白海体粉	回答率
做八况削夫旭时期	回答自治体数	凹合伞
~ 1994年	3	7%
1995年~1997年	3	7%
1998年~2000年	5	11%
2001年~2003年	8	17%
2004年~2006年	10	22%
2007年~2009年	9	20%
不明	8	17%
合計	46	100%

表 3-17: 搬入規制対象(n=62)

搬入規制対象	回答自治体数	回答率
事業系古紙	28	45%
事業系食品廃棄物	1	2%
その他	33	53%
合計	62	100%

表 3-18:表 3-17 中の「事業系古紙」の内訳

事業系古紙の内訳	回答数	割合
資源化(リサイクル, 再生) 可能 な古紙:ダンボール, 新聞, 雑 誌, 紙パック, OA紙, 機密文書, シュレッダー紙	23	82%
リサイクルへ回すよう指示	2	7%
その他	3	11%
合計	28	100%

表 3-19:表 3-17 中の「その他」の内容(n=31)

搬入規制対象(その他回答)	回答自治体数	回答率
産業廃棄物(廃プラ, 木屑, 繊維〈ず)	17	55%
紙 , 缶 , びん , 布 , PETなどの資源ごみ	4	13%
可燃ごみ以外すべて	6	19%
その他	4	13%
合計	31	100%

表 3-16 から ,1997 年までは搬入規制を開始する自治体は 7% であるが ,2009 年にかけて搬入 規制を開始していく自治体は増加傾向にあることがわかる .また ,表 3-17 より搬入規制の対象 となっているものは主に事業系古紙となっていることがわかる . 具体的には ,表 3-18 から資源 化可能なダンボール , 新聞 , 雑誌 , 紙パック , OA 紙 , 機密文書 , シュレッダー紙といったものであることがわかる . 「その他」の内容としては ,産業廃棄物(廃プラ , 木屑 , 繊維くず)を 規制している自治体が 55% と半数を超えた .

3-4-2-4 搬入規制根拠

清掃工場への搬入規制となっているもの(アンケートでは複数回答可)について,表 3-20 に示す.

表 3-20: 搬入規制根拠(n=71)

搬入規制根拠	回答自治体数	回答率
一般廃棄物処理計画に規定	26	37%
条例に明文化	21	30%
要綱に明文化	8	11%
条例・要綱に基づ〈判断(市長決裁など)	4	6%
その他	12	17%
合計	71	100%

表 3-20 より,搬入規制の根拠は「一般廃棄物処理計画に規定」,「条例に明文化」となっていることがわかる.「その他」の内容は主に自治体が設定する「廃棄物受入基準」,「廃棄物処理施設受入基準」などであった.

3-4-2-5 搬入規制対象物に係る搬入物検査

搬入規制対象物に係る搬入物検査を行っているかについて表 3-21 に示す.

表 3-21: 搬入規制対象物に係る搬入物検査実施の有無(n=92)

搬入規制対象物に係る搬入物検査実施の有無	回答自治体数	回答率
ltil	57	62%
いいえ	35	38%
合計	92	100%

表 3-21 より,6割を超える自治体が搬入物検査を実施していることがわかる.次に,搬入物 検査を実施する頻度および定期・不定期の結果(搬入物検査を実施していると回答した自治体の み)について表 3-22 に示す.「その他」の内容は表 3-23 に示す.

表 3-22: 搬入物検査の頻度および定期・不定期(n=56)

検査の頻度と定期・不定期	回答自治体数	回答率
不定期(回数・曜日共に決められていない)	27	48%
月1回程度(不定期・特に曜日は決められていない)	5	9%
月1回程度(定期・決められた曜日)	3	5%
週1回程度(不定期・特に曜日は決められていない)	1	2%
週1回程度(定期・決められた曜日)	0	0%
その他	20	36%
合計	56	100%

表 3-23:表 3-22 中の「その他」の内容(n=18)

検査の頻度と定期・不定期	回答自治体数	回答率
月曜日から金曜日まで毎日	8	44%
月1~5回程度	2	11%
年1~5回	3	17%
年6~10回	2	11%
随時	2	11%
搬入時	1	6%
合計	18	100%

表 3-22 より,約 50%の自治体が月1回程度(不定期・特に曜日は決められていない)で搬入物 検査を実施していることがわかる.「その他」の内容としては「月曜日から金曜日まで毎日」 が最も多く,44%であった.

3-4-2-6 搬入規制の実施前と実施後での事業系ごみ処理量

搬入規制の実施前と実施後で事業系ごみ処理量が減少したかについて,表3-24に示す.

表 3-24: 搬入規制実施前と実施後でごみの減量化は見られたか(n=54)

搬入規制実施前と実施後で減量化は見られたか	回答自治体数	回答率
ltil	22	41%
いいえ	1	2%
その他	5	9%
わからない	26	48%
合計	54	100%

表 3-24 から ,搬入規制により約 40%の自治体で事業系ごみ処理量が減少していることがわかる. 「その他」の内容は,「ごみの減量については年度途中なのでわからない」,「ごみ量の変化のうち,搬入規制による部分を特定できない」というものであった. 続いて,事業系古紙を搬入規制している自治体について,搬入規制実施年度の前年度を次年度の事業系可燃ごみ量の変化について表 3-25 に,人口規模別の事業系ごみ可燃ごみ量増減割合を表 3-26 にそれぞれ示す.

表 3-25: 搬入規制実施年度の前年度と次年度の事業系可燃ごみ量増減割合

自治体	減少割合(%)
BC市	-38.4
横浜市	-25.2
大和市	-22.5
AE市	-13.6
いわき市	-13.1
AD市	-11.0
岡崎市	-10.9
市	-9.4
新潟市	-8.3
宇都宮市	-7.9
松山市	-6.8
BS市	-6.8
BP市	-6.3
X市	-6.1
CD市	-4.8
N市	-4.0
倉敷市	-3.9
さいたま市	-3.8
AJ市	-1.7
吹田市	-1.5
那覇市	2.9
平均	-9.7

表 3-26: 人口規模別事業系可燃ごみ量増減割合

自治体規模	減少割合(%)
30万人台以上	-9.6
20万人台	-14.4
10万人台	-6.8
9万人台以下	-4.8

表 3-25 より事業系可燃ごみ量の増減量は,+2.9%から-38.4 と様々であったが,減少したのは95%,増加したのは4%であり,殆どの自治体において事業系可燃ごみ量が減少していることがわかる.また,平均で約10%の減少であることから,搬入規制の実施は事業系可燃ごみの減量につながるものと考えられる.また,表3-26より,人口規模別で見た事業系可燃ごみ量増減割合は,30万人台以上は-9.6%,20万人台は-14.4%,10万人台は-6.8%,9万人台以下は-4.8%であり,20万人台の自治体において事業系可燃ごみ量が最も減少していることがわかる.

3-4-2-7 古紙回収業者の連絡先リスト作成・公表実施の有無

古紙回収業者の連絡先リストの作成・公表を行っているか(3-4-2-1 で搬入規制を行っていると回答した自治体のみ)について表 3-27 に示す.

表 3-27: 古紙回収業者の連絡先リスト作成・公表実施の有無(n=38)

古紙回収業者の連絡先リスト作成,公表実施の有無	回答自治体数	回答率
はい	23	61%
いいえ	15	39%
合計	38	100%

表 3-27 より,約 60%の自治体が搬入規制を行う際の,業者へのフォローとして古紙回収業者の連絡先リストの作成・公表を行っていることがわかる.

3-4-3 大規模事業者への対策

3-4-3-1 大規模事業者への減量計画書提出義務付けについて

大規模事業者に対して減量計画書の提出を義務付けているかについて表 3-28 に示す.

表 3-28: 大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施の有無(n=92)

大規模事業者への減量計画書提出義務付け行ってるか	回答自治体数	回答率
(\$\tau\)	60	65%
いいえ	32	35%
合計	92	100%

表 3-28 より,60%を超える自治体が大規模事業者に対して減量計画書の提出を義務付けていることがわかる.

3-4-3-2 人口規模別の大規模事業者への減量計画書提出義務付けについて

自治体の人口規模別における,大規模事業者に対しての減量計画書提出義務付け実施状況について表 3-29 に示す.なお,表 3-29 中の「割合」とは,「表 3-28 大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施の有無」で回答のあった 92 市の中で,規模別の自治体に対する割合を表す.

表 3-29:人口規模別における大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施状況(n=60)

大規模事業者への減量計画書提出義務付け実施状況	実施自治体数	割合
30万人以上	45	80%
20万人台	9	69%
10万人台	4	36%
9万人台以下	2	17%

3-4-3-3 減量計画書提出義務付けの開始時期と大規模事業者の定義

減量計画書の提出義務付けが開始された年度について表 3-30 に , 大規模事業者の定義(アンケートでは自由記述)について表 3-31 にそれぞれ示す(減量計画書の提出義務付けが行われていると回答した自治体のみ) .

表 3-30:減量計画書提出義務付けが開始された年度(n=56)

回答自治体数	回答率
1	2%
1	2%
13	23%
11	20%
4	7%
3	5%
2	4%
1	2%
0	0%
2	4%
1	2%
1	2%
1	2%
4	7%
1	2%
2	4%
2	4%
2	4%
3	5%
1	2%
56	100%
	1 1 13 11 4 3 2 1 0 2 1 1 1 1 4 1 2 2 2 3 1

表 3-31: 大規模事業者の定義(n=79)

大規模事業者の定義	回答自治体数	回答率
八枕侯争来自仍定我	自自自治体数	四日平
事業の用に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の建築物	22	28%
大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗	21	27%
月平均1~4t以上の事業系ごみを排出するもの	14	18%
市長が必要と認めるもの	11	14%
月平均5~8t以上の事業系ごみを排出するもの	7	9%
事業の用に供する部分の延床面積が1,000㎡以上の建築物	4	5%
合計	79	100%

表 3-30 より ,多くの自治体で 1993 年から 1994 年に減量計画書の提出義務付けが開始されていることがわかる . また ,表 3-31 から「事業の用に供する部分の延床面積が 3,000 ㎡以上の建築物」 ,「大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗」 ,「月平均 1~4t以上の事業系ごみを排出するもの」が主に大規模事業者の定義とされていることがわかる .

3-4-3-4 事業者への減量マニュアルについて

減量計画書の提出を義務付けるにあたり,事業者に減量マニュアル(手引き)の作成・配布を 行っているかについて表 3-32 に示す.

表 3-32:減量マニュアルの作成・配布実施の有無(n=65)

減量マニュアル作成・配布実施の有無	回答自治体数	回答率
はい	39	60%
いいえ	26	40%
合計	65	100%

表 3-32 より,60%の自治体が減量マニュアルの作成・配布を行っていることがわかる.続いて,減量マニュアルは大規模事業者と中・小規模事業者とで区別しているかについて表 3-33 に示す(減量マニュアルの作成・配布を実施していると回答した自治体のみ).

表 3-33: 減量マニュアルは大規模事業者と中・小規模事業者とで区別しているか(n=39)

大規模事業者と中・小規模事業者で減量マニュアルを区別しているか	回答自治体数	回答率
いいえ	33	85%
(\$\dagger{\pi}\)	5	13%
その他	1	3%
合計	39	100%

表 3-33 より ,まだ多くの自治体において大規模事業者と中・小規模事業者とで減量マニュアルを区別して作成するということが行われていないことがわかる .次に ,減量マニュアルを HP で公開しているかについて表 3-34 に示す .

表 3-34:減量マニュアルを HP で公開しているか(n=49)

減量マニュアルHPで公開しているか	回答自治体数	回答率
はい	18	37%
いいえ	29	59%
その他	2	4%
合計	49	100%

表 3-34 より,約 60%の自治体が減量マニュアルを HP で公開していないことがわかる.減量 化マニュアルを事業者により理解してもらうためには,もっと多くの自治体において減量マニュアルが HP で公開されるべきである.

3-4-3-5 大規模事業者への義務付けについて規定された条例

大規模事業者への義務付けについて規定された条例は「3-4-2-2 搬入規制根拠」の条例と同じものかということについて表 3-35 に示す.

表 3-35: 大規模事業者への義務付けについて規定された条例は「3-4-2-4 搬入規制根拠」の条例と同じものか(n=58)

大規模事業者への義務付けについて規定された条例は搬入規制の根拠となっている条例と同じものか	回答自治体数	回答率
いいえ	32	55%
はい	22	38%
その他	4	7%
合計	58	100%

表 3-35 から約 50%の自治体が搬入規制根拠とは異なる条例を制定していることがわかる .表 3-36 にその具体的な中身を示す(搬入規制根拠とは異なる条例を制定していると回答した自治体のみ).

表 3-36: 大規模事業者への義務付けについて規定された根拠(n=32)

大規模事業者への義務付けについての根拠	回答自治体数	回答率
条例	26	81%
要綱	4	13%
規則	2	6%
合計	32	100%

表 3-36 から殆どの自治体において,最も規制力のある「条例」が制定されていることがわかる.

3-4-3-6 大規模事業者への訪問指導について

大規模事業者に対して訪問指導を実施しているかについて表 3-37 に示す.

表 3-37: 大規模事業者への訪問指導実施の有無(n=73)

大規模事業者への訪問指導行っているか	回答自治体数	回答率
はい	46	63%
いいえ	27	37%
合計	73	100%

表 3-37 より,60%を超える自治体で大規模事業者への訪問指導が実施されていることがわかる.次に,訪問指導の実施頻度について表 3-38 に示す(訪問指導を行っていると回答した自治体のみ).表 3-38 中の「その他」の内容については表 3-39 に示す.なお,表 3-39 中の()内の数字は自治体数を示す.

表 3-38: 訪問指導の実施頻度(n=46)

訪問指導の頻度	回答自治体数	回答率
年に1回程度	18	39%
不定期	18	39%
半年に1回程度	0	0%
その他	10	22%
合計	46	100%

表 3-39:表 3-38 中の「その他」の内容

その他回答(アンケートの記述回答)	筆者による分類	
2年に1回程度(1)		
3~4年に1回程度(2)	1~5年に1回の訪問	
新規対象事業者になったところに年1回(1)		
年間60事業所程度 = 4年に1回程度は訪問することにしている(1)		
大規模事業者245事業所のうち,年間30~50件程度で実施(1)		
年間30件以上(1)	年間30件以上の訪問	
年間100事業所を目標にしている(1)		
4~5年ですべての事業を訪問する計画(1)	その他	
全ての大規模建築物を訪問指導することを目標に随時行っている(1)	- こ の 地	

表 3-38 から訪問指導は主に「年に1回程度」もしくは「不定期」で行われていることがわかる.「その他」の内容としては,表 3-39 に示すように「 $1\sim5$ 年に1回の訪問」,「年間 30 件以上の訪問」といったものがあった.続いて,訪問指導の際,チェック項目票を使用しているかについて表 3-40 に示す.

表 3-40: 訪問指導の際チェック項目票を使用しているか(n=43)

訪問指導の際チェック項目票使用しているか	回答自治体数	回答率
ltil	32	74%
いいえ	11	26%
合計	43	100%

表 3-40 より,多くの自治体が訪問指導の際にチェック項目票を使用していることがわかる.次に,訪問指導の際にチェックする内容(アンケートでは自由記述)について回答していただいた.その結果を表 3-41 に示す.

表 3-41: 訪問指導の際チェックする内容(n=21)

訪問指導の際チェックする内容	回答自治体数	回答率
減量・リサイクル体制について	19	90%
廃棄物・資源化の処理状況について	17	81%
廃棄物の種類について	16	76%
その他	12	57%

表 3-41 より,訪問指導の際チェックする内容として最も多かったのは「減量・リサイクル体制について」であることがわかる.

3-4-3-7 廃棄物管理責任者について

廃棄物管理責任者の職務内容(アンケートでは自由記述)について,表3-42に示す.

表 3-42: 廃棄物管理責任者の職務内容(n=44)

廃棄物管理責任者の職務内容	回答自治体数	回答率
計画	28	64%
教育·指導	20	45%
折衝·契約·調整	12	27%
廃棄物管理責任者は置いていない	9	20%
事務所内でのごみの減量・資源化及び 適正な処理に関する業務に取り組む	7	16%
点検	4	9%

表 3-42 より,廃棄物管理責任者の職務内容としては,「計画」が 64%で最も多いことがわかる.「計画」とは,「建築物から発生する廃棄物の種類,量および処理方法等を記録(把握)」,「関係書類を整理および保管する」,「廃棄物の減量および適正処理に関する計画の作成」,「減量および適正処理のための組織および体制の整備」といったものになっている.次に,「教育・指導」とは,「事業用大規模建築物を占有している事業者(テナント)や社員に対し廃棄物の減量推進および適正処理に関する指導を行う」というものであり,半数近くの自治体で行われていることがわかる.「折衝・契約・調整」とは「事業用大規模建築物に係る清掃業者及び

事業系一般廃棄物の収集運搬業者との連絡調整に関すること」,「廃棄物収集運搬業者及び廃棄物処分業者と回収方法及び回収ルート等について折衝する」とされており,「点検」とは主に「計画実施状況の定期的点検」,「分別排出及び分別回収の適正な実施に関する教育の実施」という内容になっている.「点検」については,まだ取り組まれている自治体が少ないことがわかる.

次に,廃棄物管理責任者を対象とする研修会を実施しているかについて表3-43に示す.

表 3-43: 廃棄物管理責任者を対象とする研修会を行っているか(n=71)

廃棄物管理責任者を対象とする研修会を実施しているか	回答自治体数	回答率
いいえ	53	75%
はい	18	25%
合計	71	100%

表 3-43 より ,廃棄物管理責任者を対象とする研修会はまだ多くの自治体では実施されていないことがわかる . 続いて , 研修会が実施されている頻度について表 3-44 に示す . (研修会を実施していると回答した自治体のみ)

表 3-44: 研修会の実施頻度(n=18)

研修会頻度	回答自治体数	回答率
年に1回程度	15	83%
不定期	2	11%
半年に1回程度	1	6%
合計	18	100%

表 3-44 から殆どの自治体では研修会が実施されている頻度は「年に1回程度」であることがわかる.

3-4-4 中・小規模事業者への対策について

3-4-4-1 中・小規模事業者を対象とした説明会について

中・小規模事業者を対象として,ごみ分別や減量・リサイクルの指導等の説明会を実施しているかについて表 3-45 に示す.

表 3-45:中・小規模事業者を対象とした説明会を実施しているか(n=88)

中・小規模事業所向けに説明会実施しているか	回答自治体数	回答率
いいえ	83	94%
ltil	5	6%
合計	88	100%

表 3-45 より ,まだ多くの自治体では中・小規模事業者を対象にした説明会は実施されていないことがわかる . 続いて , 説明会を実施する頻度について表 3-46 に示す(説明会を実施すると

回答した自治体のみ).

表 3-46: 説明会実施頻度(n=5)

説明会開催頻度	回答自治体数	回答率
年に1回程度	0	0%
半年に1回程度	0	0%
不定期	5	100%
その他	0	0%
合計	5	100%

表 3-46 より,説明会が行われている頻度は「不定期」であることがわかる.

3-4-4-2 その他の中・小規模事業者への対策

3-4-4-1 以外に中・小規模事業者に対して行われている対策について表 3-47 に示す.

表 3-47: その他の中・小規模事業者への対策(n=22)

中・小規模事業者への対策	回答自治体数	回答率
各事業所へ啓発文書(ガイドライン)を送付(配布)	9	41%
直接訪問し,指導,啓発を行う	8	36%
事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付制度	2	9%
その他	3	14%
合計	22	100%

表 3-47 から「各事業所へ啓発文書(ガイドライン)を送付(配布)」,「直接訪問し,指導,啓発を行う」というものが多くの自治体で行われていることがわかる.「その他」の内容は「市民・事業者との協働により創設した中小企業向け環境マネジメントシステム『KES・環境マネジメントシステム』の普及を図っている.」,「搬入禁止にはしていないが、事業系一般廃棄物に該当する木くず、繊維くず、動植物性残さ等の処分業(中間処理)の許可制度を導入して、ごみ減量・リサイクルを推進している.」というものであった.

3-4-5 有料指定袋制について

3-4-5-1 有料指定袋制度の導入について

事業者全般に対して,有料指定袋制度を導入しているかについて表3-48に示す.

表 3-48: 有料指定袋制を導入しているか(n=90)

有料指定袋導入しているか	回答自治体数	回答率
いいえ	77	86%
はい	13	14%
合計	90	100%

表 3-48 より, 有料指定袋制度を導入している自治体は多くないことがわかる. 続いて, 有料指定袋制を導入した目的(有料指定袋制を導入していると回答した自治体のみ)について表 3-49 に,表 3-49 中の「その他」の内容を表 3-50 にそれぞれ示す. なお,表 3-50 中の()内の数字は自治体数を示す.

表 3-49: 有料指定袋制度を導入した目的(n=16)

有料指定袋導入した理由(目的)	回答自治体数	回答率
事業系ごみ減量のため	6	38%
財源確保のため	2	13%
老朽化した処理施設に代わる新施 設の建設に伴う費用確保のため	0	0%
その他	8	50%
合計	16	100%

表 3-50:表 3-49 中の「その他」の内容 (かっこ内の数字は自治体数)

その他回答の内容	筆者による分類	
ごみ処理コストを勘案して改定(1)	ごみ処理コストを勘案して改定	
ごみ処理の公平性を保つため(1)	との処理コストを勘架して以及	
収集運搬は許可業者が行っており、手数料徴収の能率向上及び少量 排出事業所の便宜を図るために導入(1)		
平成5年度に事業系一般廃棄物の全部有料化を実施した際に、少量 排出事業者の経済性・利便性を考慮して導入(1)	小規模事業者の便宜を図るため	
収集事業者に委託することが難しい,少量の事業系ごみを排出する事業者に向けて導入した.(1)		
事業者の適正排出を初めとする自己処理責任及び分別排出の徹底による事業所ごみの減量·再資源化を図るため(1)	事業系ごみ適正処理のため	
事業系ごみの適正処理のため(1)		
小規模事業者保護のため(1)	小規模事業者を保護するため	

表 3-49 より,有料指定袋制の導入目的として最も多かったものは「事業系ごみ減量のため」であることがわかる.また,「その他」の内容としては「ごみ処理コストを勘案して改定」,「小規模事業者の便宜を図るため」,「事業系ごみの適正処理のため」というものがあった.次に,有料指定袋制度の導入後,事業系ごみ処理量は減少となったかについて表 3-51 に示す.

表 3-51: 有料指定袋制導入後,ごみの減量は見られたか(n=11)

有料指定袋導入後,事業系ごみ量減少したか	回答自治体数	回答率
はい	5	45%
いいえ	2	18%
その他	4	36%
合計	11	100%

表 3-51 より有料指定袋制導入後,ごみの減量化が見られたという自治体は約半数あることがわかる.「その他」の内容は主に「事業系のみの正確な処理量は不明」というものであった.

3-4-5-2 有料指定袋の手数料

指定袋1枚の手数料を,サイズごとにまとめたものを表3-52に示す.

表 3-52: 袋 1 枚ごとの手数料

有料指定袋の手数料 (45リットル換算)	回答自治体数	回答率
~ 100円	4	44%
100円~200円	1	11%
200円~300円	3	33%
300円~	1	11%
合計	9	100%

表 3-52 より , 袋 1 枚の手数料は主に「 ~ 100 円 」 , 「 200 ~ 300 円 」に設定されていることがわかる .

3-4-5-3 現在の処理手数料が適用された年度

現在の手数料が改定された年度について表 3-53 に示す.

表 3-53: 現在の手数料が適用された年度(n=15)

手数料が改定された年度	回答自治体数	回答率
~ 2000年	4	27%
2001年	1	7%
2002年	0	0%
2003年	3	20%
2004年	1	7%
2005年	0	0%
2006年	0	0%
2007年	1	7%
2008年	0	0%
2009年	5	33%
合計	15	100%

表3-53から,手数料は主に2000年以前に約30%の自治体が改定を行っており,2003年に20%, 2009年に約30%の自治体がそれぞれ改定を行っていることがわかる.次に,近々に有料指定袋 制度を導入する方向で現在検討しているかということについて表3-54に示す.

表 3-54: 近々に有料指定袋制度を導入する方向で現在検討しているか(n=70)

有料指定袋導入する方向で検討しているか	回答自治体数	回答率
いいえ	57	81%
はい	7	10%
その他	6	9%
合計	70	100%

表 3-54 から,多くの自治体が有料指定袋制は導入する方向でないことがわかる.「その他」の内容については,主に「検討中」,「導入することを含めて検討中」というものであった.

3-4-6 その他の特色ある対策について

「ごみ処理手数料の改定」,「清掃工場への搬入規制」,「大規模事業者への対策」,「中・小規模排出事業者への対策」,「有料指定袋制度」という対策以外に,特色ある対策について表 3-55 に示す.

表 3-55: その他の特色ある対策(n=10) (かっこ内の数字は自治体数)

自由記述の内容	筆者による分類	
	手甘による刀規	
業系ごみ減量のため、事業所のごみ分別と資源化に対する意識の高揚を図り、事業所から出る古紙のリサイクルシステム構築に向けた支援策として事業系古紙リサイクル奨励金制度(登録団体)を実施(1)		
事業系ごみの再生可能な紙類の回収庫を市内に4箇所設置し,無料で受け入れている.(1)		
パンフレット「事業系廃棄物 減量とリサイクル」を作成し,事業所へ直接送付・商工会等を通じて配布している.(1)	パンフレットの作成・配布	
業種別の廃棄物組成や減量手法を解説するとともに先進事例を 紹介するパンフレットを作成し,配布している.(1)	NO DE TRUCTOR ALL ID	
国の緊急雇用創出事業を利用して、大規模小売店舗を対象とした「一般廃棄物実態調査」を実施・大規模小売店舗における事業系一般廃棄物の排出量,及び分別状況や減量取組状況等の実情を把握するため,事業所を直接訪問る調査員を配置し現地調査を行うとともに,パンフレット等による分別や適正排出の指導を行うことにより,更なる減量化・資源化を図る・(1)	新たに大・小規模事業者への対策を追加	
少量排出量事業所を限定に市が事業系一般廃棄物を収集する, 市独自の「特定ごみ制度」(1)		
平成19年9月に市条例を改正して,ごみの分別を義務付け,事業系廃棄物を家庭ごみの集積場所に排出行為を禁止,違反行為に対して改善を促す手続き(勧告,公表,命令)と罰則(過料)を定めている.(1)	罰則の強化	
事業系ごみ搬入車両の展開調査を行い,違反物(他自治体からの 持込み,産廃等)の有無を調査.結果により搬入業者を指導する. 地域自治会と共同で,適正排出を呼びかけるビラを回覧する.(1)	地域と共同となっての対策	
市内にて「ごみ減量大戦線」を実施し,市民へごみ減量を呼びかけている.(1)		
近隣自治体に生ごみの民間堆肥化施設があるため,相手側自治体とも連絡調整を図り、市内の大口生ごみ排出事業者を中心に情報提供を行っている(一般廃棄物処理実施計画にも位置づけた施策).(1)	近隣自治体と共同での対策	
	-	

表 3-55 より,特色のある対策としては「事業系古紙の減量化対策」,「パンフレット作成して事業所へ直接送付」,「新たに大・小規模事業者への対策を追加」,「罰則の強化」,「地域と共同となっての対策」,「近隣の自治体と共同で対策を行う」というものが挙げられている.

3-4-7 事業系ごみにおける分別区分に応じた組成

事業系ごみについて,各自治体の分別区分に応じた組成を表3-56に示す.

表 3-56: 事業系ごみにおける分別区分に応じた組成(n=14)

	ごみ組成%					
自治体名	紙·布·繊維類	厨芥類	プラスチック類	木・草木・わら類	不燃物類	その他
U市	21.0	42.3	14.1	14.7	0.8	0.6
J市	21.0	60.0	14.7	-	=	-
AG市	39.6	33.5	1.0	0.4	0.5	1.2
L市	40.5	34.5	15.9	4.2	0.9	0.9
BS市	43.6	24.8	19.6	6.2	0.0	3.8
市	51.7	25.4	16.6	3.9	1.9	0.5
A市	43.6	23.5	21.1	4.2	1.8	2.2
BN市	54.9	25.9	16.0	1.7	1.5	=
AM市	36.3	33.4	12.0	14.3	1.6	1.0
AH市	36.6	28.7	14.2	0.9	2.4	3.1
P市	55.2	24.5	-	-	=	20.3
E市	50.0	22.5	13.5	1.8	7.0	=
AN市	-	28.8	-	-	=	=
AQ市	45.7	24.3	14.7	13.5	1.5	0.3

表 3-56 から , 殆どの自治体おいて紙・布・繊維類 , 厨芥類が事業系ごみの中で多くの割合を 占めていることがわかる .

3-5 まとめ

アンケート調査から「処理手数料の改定」,「清掃工場への搬入規制」,「大規模事業者への対策」,「中・小規模事業者への対策」,「有料指定袋制度」という各施策の実施実態が明らかになった.それらの結果のまとめを以下に記す.

1) 処理手数料の改定について

中・小規模事業者に対して処理手数料を低く設定する,もしくは減免を実施している 自治体は1割にも満たない.

約5割の自治体が「ごみ処理コストとのバランスを勘案」して改定している.

約4割の自治体が処理手数料の改定に伴い事業系ごみ処理量が減少している.

2) 清掃工場への搬入規制について

人口30万人以上の自治体においては6割を超える自治体で取り組まれている.

約5割の自治体が搬入規制を実施しており,そのうち約4割の自治体が搬入規制に伴い事業系ごみ処理量が減少している.

搬入規制の根拠となっているものは,「一般廃棄物処理計画に規定」が最も多く,約4割であった.

搬入規制を行っている自治体のうち,事業系古紙を搬入規制の対象としているのは約4割であるが,そのうち95%の自治体において搬入規制に伴い事業系可燃ごみ量が減少している.また,事業系可燃ごみ量の減少割合は平均で約10%の減少である.

約6割の自治体が搬入規制対象物に係る搬入物検査を行っており,その殆どが不定期

(回数・曜日共に決められていない)で実施している.

3) 大規模事業者への対策

全体の6割を超える自治体が大規模事業者に対して減量計画書の提出を義務付けている.また,事業系ごみの減量化に向けたマニュアルの作成・配布を行っている自治体も全体の6割であるが,そのうち大規模事業者と中・小規模事業者とで減量マニュアルを区別して作成・配布している自治体は約1割しかない.

多くの自治体で大規模事業者への義務付けの根拠は,最も規制力の強い「条例」に規定されている.

約6割の自治体が大規模事業者に対して訪問指導を行っており,「減量・リサイクル体制」を中心にチェックしている.

廃棄物管理責任者の職務内容について規定している自治体は約4割であり,また廃棄物管理責任者を対象にした研修会を行っている自治体は約2割である.

4) 中・小規模事業者への対策

中・小規模事業者に向けた説明会を実施しているという自治体は 6%に過ぎない.しかし,中・小規模事業者に向けて直接減量マニュアルを送付しているという自治体もある.

5) 有料指定袋制度について

有料指定袋制を導入している自治体は約1割であり,この制度の導入を検討している 自治体も約2割と僅かであった.

上記の点について,以下に記す.

処理手数料の改定は、中・小規模事業者に対して手数料を低く設定する、もしくは減免を行っているという自治体は 1 割にも満たないことから、殆どの自治体において大規模事業者と中・小規模事業者とで公平に処理手数料が設定されている。また、処理手数料の目的として「ごみ処理コストとのバランスを勘案して改定」を挙げた自治体が最も多かった。次いで多かったのが「事業系ごみ減量のため」、「近隣の自治体が設定している料金とのバランスを保つため」であった、処理手数料改定の最大の目的においても、「ごみ処理コストとのバランスを勘案して改定」と回答した自治体が最多であった。しかし、処理手数料改定の目的として多かった「事業系ごみ減量のため」、「近隣の自治体が設定している料金とのバランスを保つため」を最大も目的として挙げた自治体は少なかった。このことから、「事業系ごみ減量のため」、「近隣の自治体が設定している料金とのバランスを保つため」は副次的な目的であることがわかる。

清掃工場への搬入規制は,約5割の自治体が搬入規制を実施しており,そのうち約4割の自 治体が事業系ごみ処理量を減らしている.また,事業系古紙を搬入規制対象としている自治体 のうち約8割が事業系可燃ごみ処理量を減らしていることから,搬入規制を実施することに伴い事業系ごみ処理量は減少に向かう傾向があると思われる.

大規模事業者への対策では,「減量計画書の提出義務付け」,「減量化のためのマニュアル作成・配布」,「訪問指導」がいずれも6割の自治体で行われている.しかし,中・小規模事業者と区別して対策が行われることや廃棄物管理責任者を対象とした取組はまだあまり進んでいない.

中・小規模事業者への対策と有料指定袋制度については,取り組まれている自治体まだ約1 割に過ぎないという状況であり,導入を検討しているという自治体もおよそ2割というのが現状である.

<参考文献>

1) 総務省 統計局:データ,

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h15/data/disposal.pdf>,2008-12-16